

マイナ保険証について

令和6年10月21日



※資料の内容は作成日時点のものです。
今後発出される通知等により、内容の変更が生じる可能性があります。

制度改正後の医療機関等の受診方法

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行保険証の新規発行は終了となり、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。
- ・経過措置として、現在お持ちの保険証は退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用可能です。
- ・制度改正後の医療機関等の受診方法、使用期間について、下記のとおりです。

受診方法	令和6年					令和7年												令和8年							
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
						制度改正日 (R6.12.2) ← 経過措置期間 (保険証利用可能) → 経過措置期間終了 (R7.12.1)																			
①	健康保険証					※経過措置期間終了後使用不可																			
②	マイナ保険証																								
	マイナポータル(スマホ) +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合																								
	マイナポータル(PDF) +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合					※R6.2.6より使用可能																			
	資格情報のお知らせ +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合					※制度改正後使用可能																			
③	資格確認書					※制度改正後使用可能																			

(参考)マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

資格情報のお知らせ(送付)

- ・国の方針に基づき、令和6年9月及び令和7年1月に全加入者に対して、資格情報のお知らせを送付します。
概要は以下のとおり。

送付対象者	加入者全員
送付時期	1回目 令和6年9月9日(月)～令和6年9月30日(月) 2回目 令和7年1月22日(水)～令和7年2月3日(月) * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日(金)までに新規資格取得した対象者(データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。)
対象者データ抽出時期	1回目 ：令和6年6月中旬(令和6年6月7日までに資格取得等の登録処理が終了) 2回目 ：令和6年12月中旬
送付方法	一般加入者 ：個人別に封入 ➤ 事業主経由での送付 任意継続加入者 ：個人別に送付(被保険者の住所) * いずれも特定記録郵便。事業所に送付する場合は重量4kgまでの箱に梱包。
送付通数(予定)	約 3,900万通 (徳島支部：247,779通)
未着等対応	〈事業主経由での送付分の未着〉 返送された送付物については、改めて加入者個人住所へ送付

資格情報のお知らせ(印字項目・デザイン)

・資格情報のお知らせの印字項目・レイアウト案は下記のとおり。

掲載面	印字要素 (協会案)
表面	<ul style="list-style-type: none">記号・番号・枝番被保険者/被扶養者氏名/フリガナ生年月日資格取得日保険者名称、支部名保険者番号 <p>※性別は載せない、通称名・旧姓対応は行わない方針</p>
裏面	<ul style="list-style-type: none">注意文言欄2次元コード

紛失時の文言については視認性の観点からカードケースの裏面に記載検討中

「資格情報のお知らせ」のレイアウト案

表面

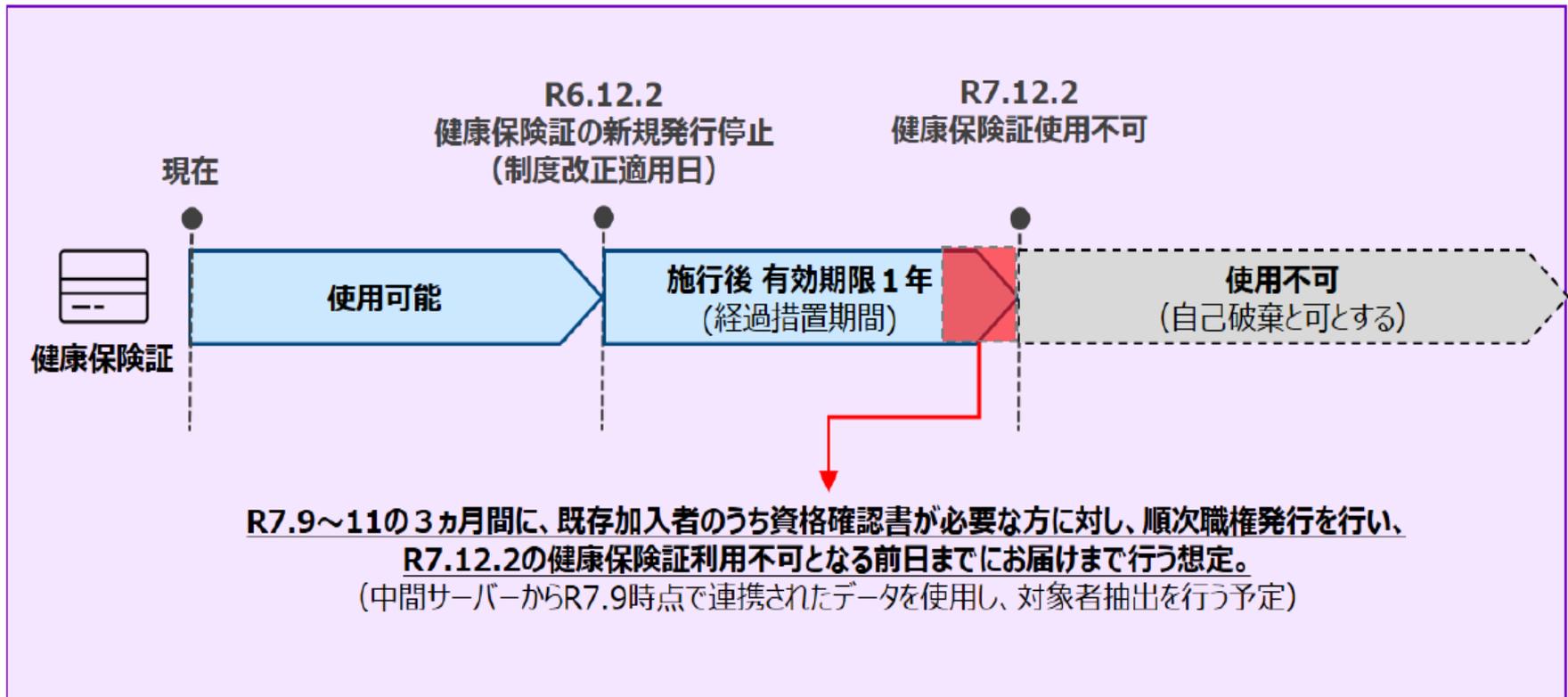
資格情報のお知らせ		
記号 12345678	番号 1234567	枝番 12
	キョウカイ タロウ	
氏名	協会 太郎	
生年月日	平成元年1月1日	
資格取得年月日	令和2年1月1日	
保険者番号	12345678	
保険者名称	全国健康保険協会	〇〇支部

裏面

資格情報のお知らせの取扱いにあたって	
<ul style="list-style-type: none">資格情報のお知らせのみで医療機関等を受診することはできません。スマートフォンをお持ちの方は、二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。医療機関等を受診する際にマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等で提示していただくか、この資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。記号・番号は健康保険の各種給付金等の申請や他診の受診において必要になりますので、ご利用ください。資格情報のお知らせは、マイナ保険証と併せて大切に保管してください。兼掛・紛失したときは、「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の全国健康保険協会支部にご提出ください。	

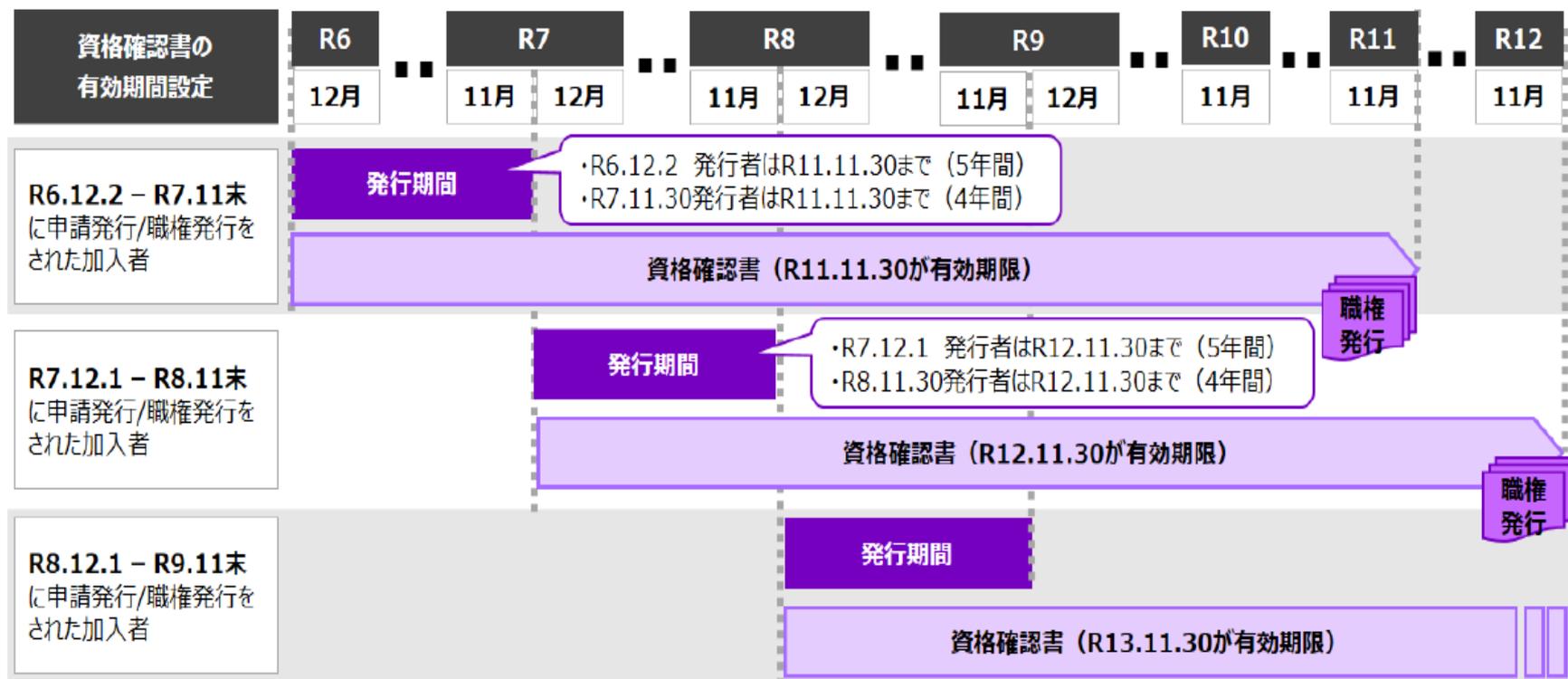
資格確認書(既存加入者向け職権発行等)

- 資格確認書は、令和6年12月2日以降、新規加入時に資格取得届(扶養異動届含む)の発行要否欄に☑チェックをした場合、事業所を經由して送付しますが、既加入者のうち、資格確認書が必要な方(マイナ保険証未登録者等)に対して、R7.12.2までに、職権交付を完了させる方針です。
- 協会加入者4,000万人のうち、約40%がマイナ保険証未登録者(2024/8/31現在)であることから、約1,600万人への職権交付が必要となる見込みです。電子認証切れ等を含めるとさらに増える可能性があり、3か月程度に分散し、順次発行を行う方針です。



資格確認書（有効期間の設定方針）

- 資格確認書の有効期間は最大5年間とする（ただし、任継は最大2年、75歳誕生日を5年以内に迎える方はその前日まで）。
- 事務処理の負荷やコスト軽減のため、更新時期が同一になるよう1年単位の発行期間を設定（毎年12月1日～翌年11月30日 ※ただし初年度に限り、令和6年12月2日～令和7年11月30日とする）、発行期間毎に同一の有効期限を設定する。



（※）有効期間内における紛失、券面変更等による再発行が行われた際は、有効期間を更新した資格確認書を送付する。

資格確認書(印字項目・デザイン)

- ・材質・サイズは健康保険証と同様とする。
- ・資格確認書の色について、現行保険証との識別を簡便化する目的で色を変更する。
 - 印字要素の視認性を考慮し、ベースカラーは黄色に印字は黒色で決定。

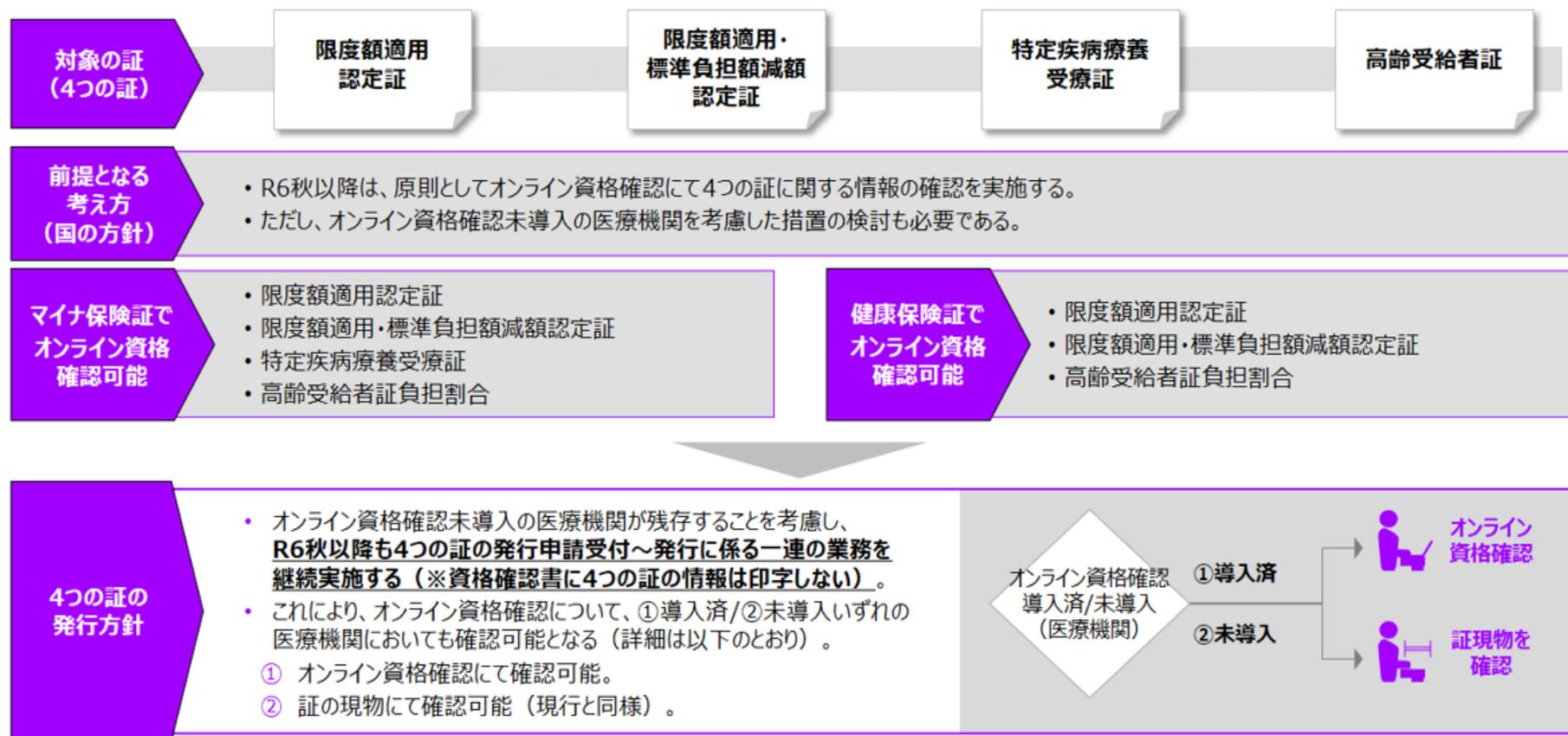
掲載面	印字要素
表面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記号・番号 ・ 枝番 ・ 氏名(漢字、フリガナ) ・ 被保険者氏名 ・ 生年月日 ・ 本人・家族区分 ・ 被保険者/被扶養者 ・ 性別 ・ 2次元コード ・ 資格取得年月日 ・ 交付年月日 ・ 有効期間の終期(有効期限) ・ 保険者番号 ・ 保険者名称・支部名 ・ 保険者所在地 ・ 公印 <p>※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担割合等を記載しない ※性別対応(性別・通称名表記)、旧姓併記は加入者の申出に基づき対応する。</p>
裏面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所欄 ・ 備考欄(性別対応及び旧姓併記は備考欄に記載予定) ・ 注意事項欄 ・ 臓器提供意思表示欄



その他(被保険者証以外の証の取り扱い)

- ・被保険者証以外の4つの証について、原則として証の確認は不要となる見込みだが、オンライン資格確認未導入の医療機関等を考慮した措置が必要な状況であるため、加入者の申請に基づく4つの証の発行業務をR6.12以降継続実施する。
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関しては申請が必要です。

4つの証の発行方針



その他(データ登録未完了のお知らせ、完了のお知らせ)

- 資格取得届等にマイナンバーの記載がなく、資格取得時からマイナ保険証が使用できるまでに通常以上の時間を要する方を対象に、中間サーバーへのマイナンバー登録状況を通知する「データ登録未完了・データ登録完了のお知らせ」を送付する。

対象者	<p>①データ登録未完了のお知らせ 健康保険証廃止後に新規に加入した者のうち、資格取得届等にマイナンバーが記載されていない加入者</p> <p>②データ登録完了のお知らせ ①の対象者のうち、マイナンバーを収録したことで中間サーバーへ資格情報を登録できた加入者</p>	
通知方法	事業主を通じて被保険者宛に通知（特定記録郵便で発送）	
通知内容	<p>(事業主宛送付書)</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者の記号・番号・枝番・被保険者の氏名・対象者の氏名	<p>(被保険者宛通知)</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者の記号・番号・枝番・被保険者の氏名・対象者の氏名・生年月日・資格取得日
通知時期	<p>①データ登録未完了のお知らせ 日本年金機構において資格取得情報を登録してから約4営業日後に委託事業者から発送（資格情報のお知らせ、資格確認書とは別送）</p> <p>②データ登録完了のお知らせ 中間サーバーに加入者情報を登録してから約2営業日後に委託事業者から発送</p>	

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年7月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年7月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	12.14%(+1.63%)
青森県	10.27%(+1.49%)
岩手県	12.97%(+1.40%)
宮城県	10.55%(+1.50%)
秋田県	11.83%(+1.82%)
山形県	12.43%(+1.81%)
福島県	15.19%(+1.43%)
茨城県	12.93%(+1.24%)
栃木県	14.06%(+1.70%)
群馬県	13.33%(+1.51%)
埼玉県	9.84%(+1.12%)
千葉県	11.67%(+1.25%)
東京都	10.03%(+0.99%)
神奈川県	10.50%(+1.15%)

全国	11.13%(+1.23%)
----	----------------

都道府県名	利用率
新潟県	15.66%(+1.80%)
富山県	18.00%(+1.93%)
石川県	16.63%(+1.42%)
福井県	16.88%(+1.77%)
山梨県	10.23%(+1.44%)
長野県	9.88%(+1.27%)
岐阜県	11.09%(+1.21%)
静岡県	12.82%(+1.33%)
愛知県	9.07%(+1.18%)
三重県	10.43%(+1.16%)
滋賀県	12.52%(+1.48%)
京都府	12.06%(+1.33%)
大阪府	9.91%(+1.12%)
兵庫県	10.37%(+0.98%)
奈良県	11.03%(+1.17%)
和歌山県	7.72%(+0.89%)

都道府県名	利用率
鳥取県	14.12%(+1.07%)
島根県	15.98%(+1.87%)
岡山県	11.33%(+1.36%)
広島県	12.57%(+1.55%)
山口県	14.88%(+1.60%)
徳島県	9.24%(+1.10%)
香川県	11.91%(+1.21%)
愛媛県	8.81%(+1.23%)
高知県	10.36%(+0.62%)
福岡県	10.19%(+0.99%)
佐賀県	11.13%(+0.85%)
長崎県	11.61%(+1.24%)
熊本県	11.13%(+0.95%)
大分県	10.52%(+0.86%)
宮崎県	12.95%(+0.71%)
鹿児島県	15.21%(+0.81%)
沖縄県	4.75%(+0.26%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年6月の値からの変化量(%ポイント))

マイナ保険証利用促進のための協会の取組

・協会においては、マイナ保険証利用促進のため、以下の取組を実施しているところ

No.	項目	協会での対応
①	限度額適用認定証等を契機とした利用勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証を利用することにより、高額療養費制度における限度額適用認定証の申請・提示が不要となることについては、マイナ保険証の具体的なメリットの一つとなるため、限度額適用認定証の申請や交付する際にマイナ保険証の利用勧奨を促進する。 (広報の例) ・限度額適用認定証を案内するホームページや電話対応等の中で利用を勧奨する。 ・記入の手引きや申請書一体型リーフレットの中でマイナ保険証の利用を勧奨する。
②	あらゆる機会を通じた利用勧奨	<ul style="list-style-type: none"> (広報の例) ・マイナ保険証関連チラシの支部窓口への設置、ポスターの掲示 ・マイナ保険証利用推進メッセージを掲載した一般業務用封筒・健康保険業務用手封入用封筒（汎用）の使用 ・郵送物へのマイナ保険証関連チラシの同封 ・名刺へのPRイラストの掲載
③	「顔の見える地域ネットワーク」を活用した関係団体への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> (主な取り組み) ・本部から日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、全国社会保険労務士連合会へ訪問、周知等への協力依頼 ・支部から各都道府県商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、社会保険労務士会連合会への訪問、周知等への協力依頼

マイナ保険証利用促進のための協会の取組

- ・10月以降もマイナ保険証利用促進に向け本部・支部において更なる取り組みを行う。

(広報物イメージ)

(本部実施)

広報媒体	実施内容	スケジュール
WEB広告	LP(ランディングページ)を作成し、WEBバナー広告等からLPに誘導。	R6.10~11
チラシ	マイナ保険証の使用促進に係るチラシを作成し、扶養調書、医療費通知に同封する。	扶養調書R6.10 医療費のお知らせ R7.1
パンフレット	マイナ保険証に係る制度解説用のパンフレットを作成し、HP等で公開する。	R6.10

(支部実施)

広報媒体	主な実施内容	スケジュール
新聞広告	地方第一紙へ広告を掲載する。	R6.10
チラシ・パンフレット	支部窓口(サテライト含む)への設置や関係団体・健康保険委員・事業所等へ配布	R6.10~11